

【書評】

ミシュリンヌ・デュモン著  
『ケベックのフェミニズム  
——若者たちに語り伝える物語』  
矢内琴江訳、春風社、2023年

Micheline Dumont, *Le féminisme québécois raconté à Camille*,  
Montréal, Les Éditions du remue-ménage, 2008.

伊達聖伸  
DATE Kiyonobu

一般にフェミニズムには4つの波があるとされる。第1波は19世紀末から20世紀前半にかけてで、焦点は女性の参政権。第2波は1960年代後半からの社会的な男女平等を求める動きで、おもな焦点は避妊と中絶。第3波は1990年代頃で、ポスト植民地主義の問題も絡む形で多様性が強調されるようになる。第4波は2010年代以降で、#MeToo運動が象徴するようなオンライン・アクティヴィズムがひとつの特徴である。

こうした潮流に照らして、ケベックのフェミニズムにはどのような特徴が見られるのだろうか。1960年代頃までは「反近代」の立場を鮮明にしていたカトリックの影響が強いこの地では、フェミニズムは「遅れていた」のだろうか。1960年代の「静かな革命」のなかでケベックの女性の出生率が激減したことは知られているが、それはフェミニズムの潮流とどのような関係にあったのだろうか。冷戦終結とともに浮上してきたイスラームのヴェール問題とライシテに関する議論は、ケベックのフェミニズムにどのような再編をもたらしたのだろうか。ケベックは、英系カナダ、アメリカ、フランスとの比較の視座に置かれることが多いが、フェミニズムの視点からケベックの独自性が指摘できるだろうか。

本書は、こうした一連の問いに対する答えの手がかりを与えてくれる。ケベックのフェミニズムについて一望できる日本語の書物はこれまでになく、貴重な翻訳と言える。「訳者あとがき」あるいは本誌『ケベック研究』第14号(2022年)掲載の訳者による本書紹介(矢内、2022)にもあるように、著者のミシュリンヌ・デュモンは1935年生まれでシェルブルック大学名誉教授。

ケベックにおけるフェミニズム研究のパイオニアにして第一人者と言われている。

ケベックの女性が参政権を獲得したのは1940年である。西洋諸国で女性参政権獲得に弾みをつけたのは第一次世界大戦で、男性がヨーロッパの戦場に駆り出されるなかで女性の社会進出が進んだ。女性参政権が認められたのは、英系カナダでは1916年（マニトバ州、サスカチュワン州、アルバータ州）か1917年（ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州）で、ケベックの女性たちも実は連邦議会では1918年に選挙権を獲得している。女性参政権の獲得は、アメリカでは1920年、イギリスでは1928年だから、ケベック州の1940年はそれに比べると遅いが、1944年のフランスよりは早い。

1848年に男子普通選挙を世界に先駆けて実現したフランスで1世紀近くも女性参政権が認められなかった背景には、共和派とカトリックの「2つのフランスの争い」がある。共和派の政治家たちは、女性に参政権を認めれば、司祭の指示通りに投票するからカトリックの影響力が増すと主張していたのである。ケベックでは、1910年に『ル・ドゥヴォワール』を創刊したジャーナリストで政治家のアンリ・ブラッサのようなナショナリストが、フェミニズムは英系プロテスタントの危険な思想で、カトリック的な価値を守るフランス系カナダへの脅威であると反フェミニズムの論陣を張った。

実際、1893年に設立された全国カナダ女性評議会のモンレアルやケベック市の地区評議会では英語系プロテスタントがリーダーだったし、フランス系カナダ人女性は教育の程度が高いイギリス系カナダ人女性に引け目を感じていた。そうしたなかで、マリ・ジェラン＝ラジョワ（Marie Gérin-Lajoie）は1907年にフランス系カナダ人女性による全国サン・ジャン＝バティスト連盟を設立した。政治家、ジャーナリスト、カトリック教会はこうした動きを警戒し、参政権に反対する女性たちを集めた保守的な団体も作らせた。だが、興味深いのは、共産主義が台頭してくると、教会は女性を味方につけてカトリック政党を支持させる姿勢に転じることである。こうして1940年、ケベック大司教は反教権主義者が首相に就くよりは女性に選挙権を与えたほうがよいと判断し、女性参政権を容認したのである。

なお、読者は混乱するかもしれないが——評者はそうだった——、著者は、ケベックの女性は19世紀初頭時点で選挙権を持っていたと述べている（p.19、p.97）。訳者は、1791年の立憲法における選挙権の規定では、「性別が何であるかは関係ない「人（personne）」という語が用いられていたため、女性も男

性同様の選挙権を有していた」(p.22)と訳註をつけているが、それでもどうということなのか、よくわからない。少し調べてみると、これはナタリー・ピカール (Nathalie Picard) の1992年の研究に基づいているようで、たしかに女性は19世紀初頭、有権者全体のなかで2%とわずかだが、投票していたらしい。この状況を前に世俗的な「愛国者」(Patriotes)たちは、政治は女性の場ではないと主張し、1834年に女性から選挙権を奪いあげた (Dumont, 2012)。このあたりの実態は、もう少し詳しく知りたいところである。

第二次世界大戦は、女性労働力の需要を高めたが、女性に求められた役割は銃後のケアだった。1950年代の支配的言説は家庭の主婦を賛美するものであったが、1950年代半ばより避妊の実践は普及していた。

1960年にはじまる「静かな革命」は、女性が政治や社会の問題について発言する機運をあと押しした。女性に覚醒と行動を呼びかける雑誌『シャトレース』が創刊され、1964年には妻の法的地位は夫と平等とされ、1966年には「ケベック女性連盟」(FFQ)と「教育と社会的活動の女性協会」(AFÉAS)が、1973年には「女性の地位協議会」(CSF)が設立された。1970年代にはフェミニズムが多様化し、改良主義的な圧力団体のアプローチが取られる一方で、ラディカル・フェミニズムの主張も生まれ、フェミニズムの潮流を反映した新しい文化が開花した。中心的な争点の中絶で、連邦政府は1969年に離婚を認め (p.185)、避妊と中絶を脱犯罪化した (p.163)、最終的に中絶が合法化されるのは1988年である<sup>1</sup>。

中絶の権利が1970年代に争点となったのは、他の西洋近代社会と同じだが、いわゆる独立問題が絡んでくるのは、ケベック独自の特徴と言えるかもしれない。1969年にアメリカのウーマン・リブの強い影響のもとで結成された「ケベック女性解放戦線」(FLFQ)は、「女性の解放なくしてケベックの解放なし、ケベックの解放なくして女性の解放なし」を合言葉に、フェミニズムと主権獲得を結びつけた。1976年にはケベック党(PQ)が初めて政権の座に着いたが、党首ルネ・レヴェックは中絶の権利を党の綱領に書き込む必要はないと主張し、ナショナル・フェミニストたちの怒りを買った。PQの女性政治家リズ・パイエット (Lise Payette) は、「イヴェット」(Yvettes)という学校の教科書で描かれる女性像が良妻賢母のステレオタイプであることを批判した。そして、政敵であるケベック自由党(PLQ)の党首クロード・ライアン (Claude Ryan) が望んでいるのは女性が「イヴェット」に留まり続けることで、彼の結婚相手も「イヴェット」であると挑発したが、逆にPLQ側からの反撃を

招いてパイエットは謝罪に追い込まれた。こうして「イヴェット」は、カナダ残留を主張する連邦主義のフェミニズムのシンボルにもなった。そしてケベックの主権獲得をめぐる1980年の州民投票は、ケベックのフェミニズムに分裂をもたらした。

女性の多様性によって特徴づけられるいわゆる第3波と言われる時期についてはどうだろうか。イギリスやアメリカでは1990年代以降、ポスト植民地主義の理論的展開を踏まえた議論がなされ、フランスでもヴェール問題とライシテの形で植民地主義の問題が噴出した。カナダやケベックは17世紀から18世紀にかけてのヨーロッパ人の入植によってできた社会だが、19世紀から20世紀にかけて伸長した植民地帝国の主体とは普通は考えられていない。カナダは1970年代以来、多文化主義を自認する社会というだけあって、1967年に連邦政府が女性の状況に関する調査委員会（バード委員会）を設置すると、先住民女性の声も上がった。1974年にはケベック州先住民女性の会ができ、1985年にはモンレアルに移民女性センターが開設された。比較的早い段階から、先住民や移民の女性の権利の問題が意識されてきた様子が窺える。FFQは1994年に、先住民女性、移民女性、障害者女性、レズビアンなど、二重に差別されている女性たちとの連帯の姿勢を示している。

1980年代のアメリカのバックラッシュはケベックにも及び、1989年にはモンレアルの理工科大学でフェミニズムを憎悪するミソジニー男性が女子学生のみを狙って銃撃殺害するポリテクニック事件が起きた。1995年の州民投票で独立賛成派が僅差で敗れた原因さえもが、フェミニズムの「行き過ぎ」に帰せられた（p.284）。フェミニストの発言を封じようとする保守化の動きが見られるなか、若い女性のあいだでもフェミニストをラディカルと考える傾向が出てきたが、そうした潮流への反発も活性化していった。

1990年代以降、フェミニストがアポリアの前に立たされ、分裂を余儀なくされたフェミニズムのアジェンダがある。第1に、ポルノグラフィの問題である。それは、フェミニストがこれまでつねに検閲と闘ってきた経緯に照らして、性暴力的でもあるポルノに検閲を設けることは妥当か否かという問いを突きつけた。第2に、セックス・ワーカーの問題である。売春は女性に対する疎外であるため本人が自由に選択した場合でも労働とは言えないというフェミニストと、女性はこの職業を選択することができるというフェミニストの見解が対立した。第3に、ヴェール問題である。イスラームのヴェールは女性差別の象徴であるから禁止すべきであるとの意見と、自分の自由な意

志で被る権利があるという主張との対立である。

2008年が原書刊行の本書は、ここで記述が止まっている。そして、ヴェールの着用については、若いムスリム女性がそれによって勉学を継続できるならば容認すべきという見解の代表例として「女性の地位評議会」(CSF)に言及されている(p.298)。しかし、この団体は2011年に『ライシテを肯定する——女性と男性の真の平等に向けてもう一歩踏み出すこと』という文書を発表して、ヴェールを容認する「開かれたライシテ」は男女平等に反するとの見解を明らかにした。そして著者のミシュリンヌ・デュモンは、このCSFの「パラダイム転換」に対して批判的な態度を示している<sup>2</sup>。

訳者はすでにケベックの第3波フェミニズムについて論文を書いているが(矢内、2012)、第3波ないし第4波の新しい展開を踏まえた観点から、著者デュモンの立ち位置を補って説明するような訳者解説ないし訳註があってもよかったのではないか。また、本書にはさまざまなフェミニズム団体名やフェミニストによる映画や戯曲などの芸術作品名が登場する。訳者も「アメール・ノエル」(Amères Noëlles)を「彼女たちの苦リスマス」(p.290、傍点原文)と訳すなど、工夫を凝らした苦労の痕が偲ばれる。それでも読んでいて感じるのは、なかなかその意味内容に入っていけないもどかしさであり、日本語としての不自然さやわかりにくさである。そうした固有名詞にも、懇切丁寧な訳註があるとよかったのではないか。しかし、これについては頁数など出版社側の事情もあったかもしれず、評者のないものねだりかもしれない。そうした点では索引があるのは有益で、ケベック・フェミニズムの大家によるこの基本書の興味を引かれる頁で立ち止まって詳しく調べていくならば、その奥行きの高さと内容の豊かさを発見することができるだろう。

(だて きよのぶ 東京大学)

## 注

- 1 L'Encyclopédie canadienne <https://www.thecanadianencyclopedia.ca/fr/article/avortement> (最終閲覧日：2024年3月15日)
- 2 Micheline Dumont, « La laïcité et les droits des femmes », op.cit. ; Micheline Dumont, « La laïcité et les droits des femmes : Réflexions historiques, Université de Sherbrooke, APPRUS, 17 avril 2014. <https://www.usherbrooke.ca/apprus/activites-socioculturelles/conferences> (最終閲覧日：2024年3月15日)

参考文献

矢内琴江 (2012) 「ケベックの第三波フェミニズムについて」『女性空間』第 29 号、108 ～ 121 頁。

矢内琴江 (2022) 「ケベックのフェミニスト・スタディーズのパイオニア、ミシュリンヌ・デュモンが語るフェミニズム史——フェミニスト教育学の観点からの考察」『ケベック研究』第 14 号、177 ～ 192 頁。

DUMONT, Micheline (2012) « La laïcité et les droits des femmes », *L'autre Parole*, 23 septembre 2012.